

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネプラン（中国電力エリア【低圧】） 令和7年7月1日実施

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和6年9月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 (1) 実質再エネ中国 A プラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><del>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</del></p> <p><u>(ロ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 (1) 実質再エネ中国 A プラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>(2) 実質再エネ中国 B プラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><del>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</del></p> <p><u>(ロ)</u> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>(2) 実質再エネ中国 B プラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>9 電力需要 実質再エネ動力プラン</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><del>イ</del>—お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><input type="checkbox"/> 契約電力が原則として50キロワット未満であること</p> <p><u>ハ</u> 1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<input type="checkbox"/>に該当し、かつ、<u>ハ</u>の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>9 電力需要 実質再エネ動力プラン</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>イ</u> 契約電力が原則として50キロワット未満であること</p> <p><input type="checkbox"/> <u>ハ</u> 1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>イ</u>に該当し、かつ、<input type="checkbox"/>の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

旧	新
<p>1 適用 (1)～(2) (省略) (新規追加)</p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 (1) 食ベとエコプラン中国 A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 <del>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</del> <u>(ロ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>1 適用 (1)～(2) (省略) <u>(3) 本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</u></p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 (1) 食ベとエコプラン中国 A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>(イ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 食ベとエコプラン（中国電力エリア【低圧】） 令和7年7月1日実施

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(イ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 食ベとエコプラン中国 B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><del>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</del></p> <p><u>(ロ)</u> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(イ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 食ベとエコプラン中国 B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 食べとエコプラン（中国電力エリア【低圧】） 令和7年7月1日実施

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅱ)に該当し、かつ、(Ⅳ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>□～ホ（省略）</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅰ)に該当し、かつ、(Ⅳ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>□～ホ（省略）</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネ食ベとエコプラン（中国電力エリア【低圧】） 令和7年7月1日実施

旧	新
<p>1 適用 (1)～(2) (省略) (新規追加)</p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>9 電灯需要 (1) 実質再エネ食ベとエコプラン中国 A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 <del>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</del> <u>(ロ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>1 適用 (1)～(2) (省略) <u>(3) 本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</u></p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>9 電灯需要 (1) 実質再エネ食ベとエコプラン中国 A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>(イ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅱ)に該当し、かつ、(Ⅳ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 実質再エネ食ベとエコプラン中国 B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><del>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</del></p> <p>(Ⅱ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p>(Ⅳ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(Ⅱ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 実質再エネ食ベとエコプラン中国 B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p>(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p>(Ⅱ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネ食べとエコプラン（中国電力エリア【低圧】） 令和7年7月1日実施

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ⅱ)に該当し、かつ、(ⅳ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>□～ホ（省略）</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ⅱ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>□～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和6年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>6 電灯需要 (1) エネワンハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><del>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</del></p> <p><u>(ロ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>6 電灯需要 (1) エネワンハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>(2) エネワンバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><del>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</del></p> <p><u>(ロ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>(2) エネワンバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>(3) エネワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><del>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</del></p> <p><u>(ロ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>(3) エネワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和6年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 (1) 実質再エネハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><del>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</del></p> <p><u>(ロ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 (1) 実質再エネハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>(2) 実質再エネバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><del>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</del></p> <p><u>(ロ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>(2) 実質再エネバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>(3) 実質再エネワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><del>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</del></p> <p><u>(ロ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>(3) 実質再エネワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>1 適用 (1)～(2) (省略) (新規追加)</p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>7 電灯需要 (1) 食ベとエコハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 <del>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</del> <u>(ロ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>1 適用 (1)～(2) (省略) <u>(3) 本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</u></p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>7 電灯需要 (1) 食ベとエコハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>(イ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅱ)に該当し、かつ、(Ⅷ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 食べとエコバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><del>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</del></p> <p>(Ⅱ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p>(Ⅷ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(Ⅱ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 食べとエコバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p>(イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p>(Ⅱ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅱ)に該当し、かつ、(Ⅷ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(3) 食ベとエコワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><del>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</del></p> <p>(Ⅱ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p>(Ⅷ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(Ⅱ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(3) 食ベとエコワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p>(イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p>(Ⅱ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ⅱ)に該当し、かつ、(ⅳ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>□～ホ（省略）</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ⅱ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>□～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>1 適用 (1)～(2) (省略) (新規追加)</p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>9 電灯需要 (1) 実質再エネ食ベとエコハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 <del>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</del> <u>(ロ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>1 適用 (1)～(2) (省略) <u>(3) 本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</u></p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>9 電灯需要 (1) 実質再エネ食ベとエコハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>(イ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(イ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 実質再エネ食ベとエコバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><del>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</del></p> <p><u>(ロ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 実質再エネ食ベとエコバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(3) 実質再エネ食ベとエコワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><del>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</del></p> <p><u>(ロ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(3) 実質再エネ食ベとエコワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ⅱ)に該当し、かつ、(ⅳ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>□～ホ（省略）</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ⅱ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>□～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和 7 年 4 月 1 日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 実質再エネ中国 B プラン L</p> <p>(1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 <del>イ</del> <b>お客様が 1 年を通じて本定義書の適用を希望されること</b></p> <p><input type="checkbox"/> 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア未満であること</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認められたときは、<input type="checkbox"/>に該当し、かつ、<input checked="" type="checkbox"/>の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降 1 年に満たないお客様については、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和 7 年 7 月 1 日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 実質再エネ中国 B プラン L</p> <p>(1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア未満であること</p> <p><input type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認められたときは、<input checked="" type="checkbox"/>に該当し、かつ、<input type="checkbox"/>の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

旧	新
<p>1 適用 (1)～(2) (省略) (新規追加)</p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>7 電灯需要 食べとくエコプラン中国 B-L (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 <del>イ</del> お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <input type="checkbox"/> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること <input type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>1 適用 (1)～(2) (省略) <u>(3) 本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</u></p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>7 電灯需要 食べとくエコプラン中国 B-L (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <input checked="" type="checkbox"/> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること <input type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>□</u>に該当し、かつ、<u>△</u>の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降 1 年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>△</u>に該当し、かつ、<u>□</u>の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

旧	新
<p>1 適用 (1)~(2) (省略) (新規追加)</p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>9 電灯需要 実質再エネ食ベとエコプラン中国 B-L (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 <del>イ</del> お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <input type="checkbox"/> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること <input checked="" type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>1 適用 (1)~(2) (省略) <u>(3) 本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</u></p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>9 電灯需要 実質再エネ食ベとエコプラン中国 B-L (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <input checked="" type="checkbox"/> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること <input type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネ食ベとエコプラン中国 B-L (中国電力エリア【低圧】) 令和7年7月1日実施

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>□</u>に該当し、かつ、<u>△</u>の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降 1 年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>△</u>に該当し、かつ、<u>□</u>の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電力需要 実質再エネ動力プランL</p> <p>(1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><del>イ</del> お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><input type="checkbox"/> 契約電力が原則として50キロワット未満であること</p> <p><u>ハ</u> 1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<input type="checkbox"/>に該当し、かつ、<u>ハ</u>の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電力需要 実質再エネ動力プランL</p> <p>(1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>イ</u> 契約電力が原則として50キロワット未満であること</p> <p><input type="checkbox"/> 1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>イ</u>に該当し、かつ、<input type="checkbox"/>の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

旧	新
<p>(新規追加)</p> <p><u>2~4</u> (省略)</p> <p><u>5</u> 電灯需要 (新規追加)</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><del>イ</del> お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>ロ</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>ハ</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p><u>ニ</u> 当社が指定する代理店の供給契約申込書による申込みであること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>ロ</u>に該当し、かつ、<u>ハ</u>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p>	<p><u>2</u> 実施期日</p> <p><u>本定義書は、令和7年7月1日から実施いたします。</u></p> <p><u>3~5</u> (省略)</p> <p><u>6</u> 電灯需要 <u>広島一電力Sプラン</u></p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>イ</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>ロ</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p><u>ハ</u> 当社が指定する代理店の電力供給申込書による申込みであること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>イ</u>に該当し、かつ、<u>ロ</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p>

旧		新
<p><del>なお、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</del></p>		(削除)
(2)～(5) (省略)		(2)～(5) (省略)
<u>6</u> (省略)		<u>7</u> (省略)
<p style="text-align: center;">附則</p>		(削除)
<p><del>1—実施期日</del> 本定義書は、令和5年7月1日から実施いたします。</p>		
<p><del>2—本定義書の実施にともなう切替措置</del> 令和5年6月30日以前から電気の供給が継続し、令和5年7月1日から令和5年7月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は、5（電灯需要）(4)にかかわらず、次のとおりいたします。</p>		
最低料金	1 契約につき最初の15キロワット時まで	770円95銭
電力量料金	15キロワット時をこえる1キロワット時につき	39円43銭

旧	新						
<p>(新規追加)</p> <p><u>2~5</u> (省略)</p> <p><del>6—電気契約種別</del>  <del>電気契約種別は、次のとおりといたします。</del></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">需要区分</th> <th style="text-align: center;">電気契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">電灯需要</td> <td style="text-align: center;"><del>広島一電力低圧高負荷（電灯）</del></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電力需要</td> <td style="text-align: center;"><del>広島一電力低圧高負荷（動力）</del></td> </tr> </tbody> </table> <p>7 電灯需要                      広島一電力低圧高負荷（電灯）                      (1) 適用範囲                      電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><del>イ—お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</del></p> <p><del>□ 需要場所において電力需要とあわせて契約いただき、かつ、電力需要の電気契約種別として広島一電力低圧高負荷（動力）を選択いただくこと</del></p> <p><del>ハ 契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が30キロワット以上であり、かつ、50キロワット未満であること</del></p> <p><del>ニ 当社が指定する代理店の供給契約申込書による申込みであること</del></p>	需要区分	電気契約種別	電灯需要	<del>広島一電力低圧高負荷（電灯）</del>	電力需要	<del>広島一電力低圧高負荷（動力）</del>	<p><u>2 実施期日</u>  <a href="#">本定義書は、令和7年7月1日から実施いたします。</a></p> <p><u>3~6</u> (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>7 電灯需要                      広島一電力低圧高負荷（電灯）                      (1) 適用範囲                      電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>イ</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約いただき、かつ、電力需要の電気契約種別として広島一電力低圧高負荷（動力）を選択いただくこと</p> <p><u>□</u> 契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が30キロワット以上であり、かつ、50キロワット未満であること</p> <p><u>ハ</u> 当社が指定する代理店の電力供給申込書による申込みであること</p>
需要区分	電気契約種別						
電灯需要	<del>広島一電力低圧高負荷（電灯）</del>						
電力需要	<del>広島一電力低圧高負荷（動力）</del>						

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>ハ</u>の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>なお、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>8 電力需要 広島一電力低圧高負荷（動力）</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p><del>イ—お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</del></p> <p><u>ロ</u> 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約いただき、かつ、電灯需要の電気契約種別として広島一電力低圧高負荷（電灯）を選択いただくこと</p> <p><u>ハ</u> 契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が 30 キロワット以上であり、かつ、50 キロワット未満であること</p> <p><u>ニ</u> 当社が指定する代理店の<u>供給契約申込書</u>による申込みであること</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>ロ</u>の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>8 電力需要 広島一電力低圧高負荷（動力）</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>イ</u> 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約いただき、かつ、電灯需要の電気契約種別として広島一電力低圧高負荷（電灯）を選択いただくこと</p> <p><u>ロ</u> 契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が 30 キロワット以上であり、かつ、50 キロワット未満であること</p> <p><u>ハ</u> 当社が指定する代理店の<u>電力供給申込書</u>による申込みであること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<del>八</del>の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><del>なお、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</del></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><del>附則</del></p> <p><del>1—実施期日</del> 本定義書は、<del>令和5年4月1日から実施いたします。</del></p> <p><del>2—本定義書の実施ともなう切替措置</del> 令和5年3月31日以前から供給契約が継続し、<del>令和5年4月1日から令和5年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は、7（電灯需要）(4)および8（電力需要）(4)にかかわらず、次のとおりいたします。また、力率割引として、その1月の基本料金を5パーセント割引いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合、力率割引は適用いたしません。</del></p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>四</u>の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(削除)</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 広島一電力低圧高負荷（中国電力エリア【低圧】） 令和7年7月1日実施

旧	新																			
<p><del>(1) 広島一電力低圧高負荷（電灯）</del></p> <p><del>イ 基本料金</del></p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;"><del>契約電力1キロボルトにつき</del></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><del>1,507円00銭</del></td> </tr> </table> <p><del>ロ 電力量料金</del></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><del>使用電力量</del></th> <th style="text-align: center;"><del>夏季料金</del></th> <th style="text-align: center;"><del>その他季料金</del></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><del>1キロボルト時につき</del></td> <td style="text-align: center;"><del>16円00銭</del></td> <td style="text-align: center;"><del>14円62銭</del></td> </tr> </tbody> </table> <p><del>(1) 広島一電力低圧高負荷（動力）</del></p> <p><del>イ 基本料金</del></p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;"><del>契約電力1キロボルトにつき</del></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><del>1,507円00銭</del></td> </tr> </table> <p><del>ロ 電力量料金</del></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><del>使用電力量</del></th> <th style="text-align: center;"><del>夏季料金</del></th> <th style="text-align: center;"><del>その他季料金</del></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><del>1キロボルト時につき</del></td> <td style="text-align: center;"><del>16円00銭</del></td> <td style="text-align: center;"><del>14円62銭</del></td> </tr> </tbody> </table>			<del>契約電力1キロボルトにつき</del>	<del>1,507円00銭</del>		<del>使用電力量</del>	<del>夏季料金</del>	<del>その他季料金</del>	<del>1キロボルト時につき</del>	<del>16円00銭</del>	<del>14円62銭</del>	<del>契約電力1キロボルトにつき</del>	<del>1,507円00銭</del>		<del>使用電力量</del>	<del>夏季料金</del>	<del>その他季料金</del>	<del>1キロボルト時につき</del>	<del>16円00銭</del>	<del>14円62銭</del>
<del>契約電力1キロボルトにつき</del>	<del>1,507円00銭</del>																			
<del>使用電力量</del>	<del>夏季料金</del>	<del>その他季料金</del>																		
<del>1キロボルト時につき</del>	<del>16円00銭</del>	<del>14円62銭</del>																		
<del>契約電力1キロボルトにつき</del>	<del>1,507円00銭</del>																			
<del>使用電力量</del>	<del>夏季料金</del>	<del>その他季料金</del>																		
<del>1キロボルト時につき</del>	<del>16円00銭</del>	<del>14円62銭</del>																		